【事案 22-58】 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成23年4月27日 裁定打切り

<事案の概要>

義兄の妻だった募集人から、変額年金保険等への加入を強要させられたが、募集人は販売資格がなかった等不適正な募集があったとして、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

<申立人の主張>

当時、義兄の妻だった募集人から強要され、平成 18 年 11 月にガン保険に、平成 19 年 1 月に変額個人年金保険に、それぞれ仕方なく加入したが、ノルマを優先した、以下のような不適切な募集行為があったので、契約を無効とし既払込保険料を返還して欲しい。

- (1)ガン保険については、募集人が1年分の保険料を立て替えている。
- (2)変額個人年金保険については、募集人に変額保険販売資格がなく、販売資格者の同行がない状態で契約が行われた。募集人に商品説明を再三求めたが、説明がなされなかった。

<保険会社の主張>

本件は、契約者一族の家族問題を発端としたものであり、下記の理由のとおり、募集人に不適切な募集行為や説明義務違反はなく、申立人の請求には応じられない。

- (1) 平成21年3月、募集人に対して事実確認を行った結果、募集人から「商品説明、約款交付も行っており、無説明で契約を行う必要もなく、どうしてそう言われるのか分からない」等報告を得ている。
- (2)保険料立替の有無については、申し出がなされた時点で募集人が既に退職(平成21年10月)しており、事実確認できていない。
- (1) 募集人は変額保険販売資格者登録を平成18年8月に行っているため、契約を締結するうえで必要な資格がなかった事実は認められない。

<裁定の概要>

申立人の主張の法律的根拠は判然としないが、裁定審査会では、申立人は、錯誤による無効(民法95条)もしくは強迫による取消し(民法96条1項)、消費者契約法4条に基づく取消しを主張するものと解し、申立人および相手方会社から提出された書面等の内容に基づき審理した。

審理の結果、下記理由により、本件の適正な解決は、裁判外紛争解決機関である当裁定 審査会がよくなし得るところではなく、裁判所の訴訟手続きにおいてなされるべきである と判断し、生命保険相談所規程第38条1項により、裁定手続きを打ち切ることとした。

- (1)本件では、募集人に対する事情聴取と、変額保険の主募集者に対する事情聴取は不可欠と考えられる。また、別件(事案 22-56)の申立人が主張する「証言者」(募集人の元同僚とのこと)なる人物からの事情聴取も必要となることも予想される。
- (2)本件のように、多岐にわたって事実関係の対立が顕著な事案においては(上記に要約した以外にも事実関係の対立が見られる)、まず慎重な事実認定が要請され、それは、宣誓のうえ、当事者については過料の制裁(民訴法 209条)、証人(募集人と「証言者」はこ

れに当たる) については刑事罰(刑法 169 条の偽証罪)の制裁を背景とした裁判所の手続き(訴訟)においてこそ実現が可能である。

(3)また、多岐にわたって事実関係の対立が顕著な事案においては、事情聴取の際に、相手 方当事者の反対尋問権が保障されるべきである。相手方当事者の反対尋問を経てこそ、 当事者及び証人の供述の信用性を確認することができるが、裁判外紛争解決機関である 当裁定審査会にはそのような手続きはない。